

災害時における情報発信等に関する協定

岡山県（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における情報発信等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、岡山県内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が岡山県民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（取組内容）

第2条 この協定における取組の内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、岡山県の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、岡山県の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
- (2) 甲が、岡山県内の避難所等の情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
- (3) 甲が、岡山県内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。

3 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応に係る旅費、通信費、その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、この協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、この協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（公表）

第5条 この協定締結の事実及びこの協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（協定期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、当該期間の満了の1月前までに甲及び乙のいずれからも特段の申し出がない場合には、当該期間満了の日の翌日から1年間自動的に延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図るものとする。

以上、この協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年2月27日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号
ヤフー株式会社
代表取締役 宮坂 学